第85号様式その１（第50条関係）

|  |  |
| --- | --- |
| 　 | 登録番号 |
| 　 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 　 | 　 | ※　　処分決議伺 |
| .　　.　　起案 | 係員 | 係長 | 課長 | 副所長 | 所長 |
| 　 | 受付印 | 　 | .　　.　　決裁 |
| .　　.　　通知 |
| 　 | 　 | 法　人　番　号 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 特別徴収義務者の住所又は所在地 |  |
| １申請者は、太ワクの中だけを記入してください。２通常の利用料金は、税率の等級決定の基準となった利用料金を記載してください。３利用料金の明細表を添付してください。４※印の欄は、記入しないでください。 | 　　　年　　　月　　　日　　福岡県　　　　県税事務所長　殿 | 特別徴収義務者の氏名又は名称及び印 | 　 |
| この申請に応答する係及び氏名並びに電話番号 | (　　―　　　　) |
| ゴルフ場利用税の軽減税率の適用申請書（早朝・薄暮用） |
| 　 | 　福岡県税条例第23条第2項に規定する軽減税率の適用を受けたいので、次のとおり申請します。 |
| 施設 | 所在地 | 名称 |
| 利用料金曜日等 | 通常の利用料金 |  | 軽減後の利用料金 | 軽減率 |
| 会員① | 非会員② | 会員 | 非会員 | 会員 | 非会員 |
| 平日 | 円 | 円 | ％ | 円 | 円 | ％ | ％ |
| 土曜日 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| 日曜日休日 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| 適用期間 | 年　　月　　日から　　　年　　月　　日まで　　日間 |
| 早朝又は薄暮における利用の時間制限等 | 　 |
| ※ | 　　□　承認□　不承認　　　 | 不承認の場合の理由 |
| 判定 |

第86号様式その1(第50条関係)

|  |  |
| --- | --- |
| 　 | 登録番号 |
| 　 |

ゴルフ場利用税の軽減税率適用承認(不承認)通知書(早朝・薄暮用)

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 注裏面をお読みください。 | 第　　号　　　年　　　月　　　日　　 | 特別徴収義務者の住所又は所在地 | 　 |
| 特別徴収義務者の氏名又は名称 | 殿　 |
| 年　　　月　　　日申請 |
| 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印　　　福岡県　　　　　　　県税事務所長　　　　　　　　　　　　　　　　　下記のとおり決定したので通知します。 |
| 施設 | 所在地 | 名称 |
| 利用料金曜日等 | 通常の利用料金 |  | 軽減後の利用料金 | 軽減率 |
| 会員① | 非会員② | 会員 | 非会員 | 会員 | 非会員 |
| 平日 | 円 | 円 | ％ | 円 | 円 | ％ | ％ |
| 土曜日 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| 日曜日休日 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| 適用期間 | 年　　　月　　　日から　　　年　　　月　　　日まで　　　日間　 |
| 早朝又は薄暮における利用の時間制限等 | 　 |
| 判定※ | 　　□　承認□　不承認　　　 | 不承認の場合の理由 |

(裏)

注意

　　　1　福岡県税条例第23条の規定に反した場合は、承認を取り消すことがあります。

　　　2　軽減税率の適用承認後、利用料金、適用期間等申請事項について変更する場合は、事前に県税事務所長に届け出てください。

教示

　　　1　この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、福岡県知事に対して審査請求をすることができます。

　　　　なお、審査請求をする場合、審査請求書は、正副2通を提出しなければなりませんが、なるべく所轄県税事務所長を経由して提出することとしてください。

　　　2　この処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の裁決を経た後は、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に福岡県を被告として(代表者は福岡県知事となります。)この処分の取消しの訴えを提起することができます。

　　　　ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合には、審査請求に対する裁決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。

　　　　(1)　審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。

　　　　(2)　処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

　　　　(3)　その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

　　　3　ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。